

大阪市此花区役所広告付行政情報モニター等設置にかかる仕様書

1 募集内容等

(1) 案件名称

大阪市此花区役所広告付行政情報モニター等

(2) 設置場所

此花区役所1階（別添「レイアウト図」参照）

(3) 設置内容

此花区役所1階にモニター設置による「広告掲載及び行事案内の放映」（2台）、及び「広告掲載及び番号案内等表示の放映」（2台）を行う。

(4) 仕様

ア モニター設置による「広告掲載及び行事案内の放映」

- ① モニター（ディスプレイ）は液晶式薄型 43 インチ～50 インチとし、行事案内用（上段）1台、広告用（下段）1台並列に床置きに設置すること。付属設備として、表示・入力用操作機器一式を含むこと。（赤外線式リモコン付属、SD カード等により行政情報・行事案内を入力できる機材）

※設置イメージ図



- ② 別添「レイアウト図」の設置場所に設置すること。
- ③ 本体の設置にあたっては地震等でも容易に転倒しないよう設置すること。また、撤去の際には原状回復を行うこと。
- ④ 放映時間については、開庁時間内を基本とするが、別途協議のうえ決定することとする。なお、放映時間外はタイマー等により自動的に ON / OFF できるように設定すること。また、手動による電源の ON / OFF が容易にできる構造にすること。
- ⑤ 広告の掲出・取替にあたっては、関連法令および「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市此花区役所広告掲載要領」、その他の関係法規を遵守し、事前に本市担当者へ掲載広告の審査申請を行い、その承認を得て実施すること。
- ⑥ 本件により設置する広告には、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。放映する広告内容の入替えについては 設置事業者で行うこと。
- ⑦ 放映広告にかかる音声あり／なしは任意としますが、音声ありの場合であっても、業務に支障がでない範囲に留めるようにしてください。また音量は当区役所職員が任意に調節できるようにすること。
- ⑧ 設置事業者は広告掲載媒体を第三者に譲渡または転貸してはならない。
- ⑨ 各種広告にかかるトラブルや広告内容についての対応は、設置予定事業者において迅速に対応すること。

- ⑩ 行事案内モニターに表示する事項については、日付・時間・会議室名・行事名・担当課を表示できるものとする。
- ⑪ 行事案内及び行政情報は、区役所職員で日々更新を行いますので、入力方法についての説明を職員へ行うこと。また入力等の操作について技術的助言・支援を行うこと。

イ モニター設置による「行政情報等・広告掲載及び番号案内表示の放映」

- ① モニター（ディスプレイ）は液晶式薄型 43 インチ～50 インチとし、行政情報・広告用 1 台、番号案内用 1 台を設置すること。画面を分割でき、設置イメージのとおり放映できること。付属設備として、表示・入力用操作機器一式を含むこと。（赤外線式リモコン付属、SD カード等により行政情報・行事案内、番号入力等ができる機材）

※設置イメージ図



- ② 別添「レイアウト図」の設置場所に設置すること。
- ③ 本体の設置にあたっては地震等でも容易に落下等しないよう設置すること。また、撤去の際には原状回復を行うこと。
- ④ 放映時間については、開庁時間内を基本とするが、別途協議のうえ決定することとする。なお、放映時間外はタイマー等により自動的に ON/ OFF できるように設定すること。また、手動による電源の ON/OFF が容易にできる構造にすること。
- ⑤ 広告の掲出・取替にあたっては、関連法令および「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市此花区役所広告掲載要領」、その他の関係法規を遵守し、事前に本市担当者へ掲載広告の審査申請を行い、その承認を得て実施すること。
- ⑥ 本件により設置する広告には、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。放映する広告内容の入替えについては 設置事業者で行うこと。
- ⑦ 放映広告にかかる音声あり/なしは任意としますが、音声ありの場合であっても、業務に支障がでない範囲に留めるようにしてください。また音量は当区役所職員が任意に調節できるようにすること。
- ⑧ 番号案内表示について
 - ・案内表示
 - 明瞭かつ端的に表示できるものとし、また容易に表示数上限設定を変更できること。
 - ・表示・入力用操作機器
 - 平易かつ円滑に番号案内表示を行うことができること。
 - ・バーコードスキャン
 - モニターの番号案内表示・消去操作をバーコードスキャンにより行うことができること。
 - ・バーコードスキャンで読み取るバーコードシールの作成
 - 1～200 番までのバーコードシールを作成すること。※イメージ図のとおり

※イメージ図

バーコードシール（表裏）



・アナウンス

番号案内表示操作時に、当該番号を呼び出している旨音声によるアナウンスを行う機能があること。

- ⑨ 設置事業者は広告掲載媒体を第三者に譲渡または転貸してはならない。
- ⑩ 各種広告にかかるトラブルや広告内容についての対応は、設置予定事業者において迅速に対応すること。
- ⑪ 行政情報等の入力方法について、技術的助言・支援を行うこと。

(5) その他

- ア 事業者は、本件にかかる制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- イ 設置年月日については、事業者決定後、本市担当者との協議により決定すること。
- ウ 事業者は、破損・汚損や公共施設等の変更、及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、その際に出たごみは、事業者が持ち帰ること。
- エ 設置機器等の仕様書を提出すること。なお、電気を使用する場合には、年間または月間使用電力量（ワット数）が分かるものを提出すること。

2 支払い条件等

(1) 使用料

- ア 本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とする。
- イ 使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。ただし、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場合を除いて、既納の使用料は還付しない。

(2) 保証金

使用事業者は、保証金として、価格提案のあった使用料に消費税等を加算した額の3月分を別途発行する納入通知書により、一括で本市が定める納入期限までに納付しなければならない。

ただし、当該年度の使用料全額を前納した場合は、保証金の納付を免除する。また保証金は、使用事業者が原状回復を行い、使用物件を本市へ返還した場合にこれを還付する。

(3) その他必要経費等

- ア 設置費、消耗品費、維持管理経費等の経費は使用事業者の負担とする。
- イ 電気等を使用する場合は、使用料を使用事業者の負担とする。（個別メーターを設置していない場合、本市において別途定める。）

3 その他

- (1) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。